

○附属機関設置審査特別委員長報告

附属機関設置審査特別委員長 大石美智子

附属機関設置審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第26号「鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第26号「鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。が、公立保育所の再編計画策定について調査審議するため、新たに附属機関を設置するとともに、現在、教育委員会で所管している審議会を市長部局に移管するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、公立保育所の再編と現在の公立保育所の耐震性能の確保について質疑があり、理事者からは、現在の公立保育所は旧耐震基準の下に建設された施設であり、耐震性能が確保できていないのが現状であるが、公立保育所再編計画を策定する中で、改築も含めた施設の耐震性能の確保についても検討していきたいと考えている、との説明を受けました。また、委員からは、公立保育所のあり方について質疑があり、理事者からは、保育ニーズや就学前教育、保育士不足等の諸課題を踏まえながら公立保育所のあり方について検討を重ね、公立保育所の施設数や場所等について考えていきたい、との説明を受けました。さらに、委員からは、公立保育所の再編を考えるのであれば、既存の施設を活用するだけでなく、ゼロベースで検討していくことも重要である、との意見や、公立保育所を再編するにあたっては、私立保育所や認定こども園、幼稚園も含めた就学前教育全体の中で公立保育所の位置づけを考えていく必要がある、との意見、また、私立保育所が充実している現在にあっては、公立保育所は縮小していくと考えている方もいるが、子どもの教育は行政が中核を担うべきであり、公立保育所は絶対に無くしてはいけないと考えている、との意見がありました。

また、委員からは、鳴門市スポーツ推進審議会の委員定数は20人以内と

定められているが、現在何人委嘱しているのか、との質疑があり、理事者からは、既に教育委員会で17名を委嘱している、との説明を受けました。さらに、委員からは、関係団体の代表者の委嘱状況について質疑があり、理事者からは、関係団体の代表者としては、現在、スポーツ少年団の役員や総合型地域スポーツクラブの代表、鳴門市体育協会の会長等が委員となっている、との説明を受けました。また、委員からは、公募による委員はいないのかとの質疑があり、理事者からは、1名の応募があり、その方に委員になっていただいている、との説明を受けました。さらに、委員からは、鳴門市スポーツ推進計画に定める「スポーツ」の範囲について質疑があり、理事者からは、鳴門市スポーツ推進計画の基本目標には、子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、と定められており、スポーツを競技種目としてだけではなく、散歩や釣り等の余暇活動も含め、幅広く捉えている、との説明を受けました。また、委員からは、メジャースポーツからマイナースポーツまで様々なスポーツに携わっている方々の意見を審議会で聞いて欲しい、との要望や、余暇活動を含めた幅広いスポーツを対象に充実した審議ができるような審議会の構成にして欲しい、との要望、また、今後はスポーツを通じて、交流人口の増加や地域経済の活性化、人材育成を図る視点も必要となってくることから、マーケティング力のある方を審議会の委員に委嘱して欲しい、との要望がありました。

また、委員からは、スポーツ課は、現在、福祉部局で行っている健康を目的に体を動かすような事業まで含め、所管することになるのか、との質疑があり、理事者からは、それぞれの個別の分野で実施した方が効果的と考えられるものについては、あえてスポーツ課に所管を移すという考えはないが、スポーツ課は、様々な分野のスポーツに気を配り、必要に応じ、他部署と連携していくことは必要であると考えているため、子どもからお年寄りまでが参加する軽スポーツに始まり、競技スポーツまでを、スポーツとして捉え、平成27年2月に策定した鳴門市スポーツ推進計画の推進を統括していく部署という位置づけになると考えている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。